

議案第16号

寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)・(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>～略～</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ア)・(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>～略～</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p><u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>～略～</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>(削る)</p> <p>～略～</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>